

会報

贈呈

'86

第96号

〔座談会〕	最高裁総務局・人事局各課長，参事官を囲む……………	2
	総合研修に参加して……………	17
〔講演〕	裁判事務にからむ嘱託登記について……………	31
〔実務研究〕	証人の取り調べのみを予定している公判期日に 当該証人が不出頭のため，次回公判期日に取り 調べることにして閉廷した場合の公判調書の記 載について……………	47
〔OA機器コーナー〕	なんてたってワープロ……………	57
	ポケコンによる勾留残日数の算出について……………	60
	利息制限法による制限利息等の日割り計算表 作成プログラム……………	62
〔特集〕	全国書協第25回総会議事録……………	101
〔書協実務研究室コーナー〕	刑事実務に関する文献目録の索引について……………	巻末



街館地・家・簡裁合同庁舎

全国裁判所書記官協議会

全国書協会報〔季刊〕第96号

目 次

〔巻頭言〕	1
〔座談会〕	
最高裁総務局・人事局各課長，参事官を囲む	2
総合研修に参加して	全国書協東京地裁民事支部……17
〔講演〕	
裁判事務にからむ嘱託登記について	森 修 三……31
〔実務研究〕	
証人の取り調べのみを予定している公判期日に当該証人が 不出頭のため，次回公判期日に取り調べることにして閉廷 した場合の公判調書の記載について	小 池 宗 彦……47
〔OA機器コーナー〕	
なんてったってワープロ	畔 柳 正 孝……57
ポケコンによる勾留残日数の算出について	石 井 清 弘……60
利息制限法による制限利息等の日割り計算表作成プログラム	松 本 一 夫……62
〔本部と支部との交流会だより〕	
仙台／札幌／高松	……80
〔特集〕	
全国書協第25回総会議事録	101
刑事実務に関する文献目録の索引について	松 井 長 次……巻末
本部だより	78
支部役員名簿	16, 30, 50, 83
<俳句>かすみ俳句会	59
<ショートストーリー>家事調停のなかの税金	内 山 茂 美……51
<随 想> 過ぎしあれこれ	足 立 勝 康……46
<随 想> 無 題	K T……56
☆ 判例要旨紹介	
民事一最高裁判所判例要旨（昭和61年2月～4月）	……84
下級裁判所判例要旨（昭和57年9月2日～12月23日）	……87
刑事一最高裁判所判例要旨（昭和61年1月～4月）	……89
下級裁判所判例要旨（昭和58年9月2日～12月27日）	……91
家事一最高裁判所判例要旨（昭和60年7月）	……98
下級裁判所判例要旨（昭和60年5月17日～61年1月20日）	……98

≪巻頭言カット≫……後藤三男（元千葉地裁）≪
 ≪編集手帖カット≫……小林保佳（長野地裁）≪

とき 昭和61年 5月23日
ところ 麴町会館

各課長、参事官を囲む

- 一 昭和六一年度の新給与表による級別定数等について
 - 1 新設等級への格付けについて
 - 2 昇格等の今後の運用に関する基本方針について
 - 3 昭和六一年度の級別定数について
 - 4 特別昇給制度の改定とその運用について
- 二 書記官制度の展望について
 - 1 基本方針について
 - 2 大量退職、事件増に対する方策について
- 三 退職書記官の活用について
 - 1 再任用書記官について
 - 2 調停委員、司法委員、参事員等について
 - 3 書研の実務研修講師について
- 四 裁判所の適正配置について
- 五 総務局三課の今後の作業計画について
- 六 その他
 - 3 書記官事務の合理化について
 - 4 ワープロの導入計画と実験結果及びパソコン・ポケコン等O・A機器の利用状況とその導入計画について

平本総務部長 ただ今から、恒例の総務局、人事局の各課長、参事官を囲む座談会を始めたいと思います。初めに、米山会長から御挨拶をお願いいたします。

米山会長 本日は、御多忙のところを総務局、人事局の各課長並びに参事官の御出席を頂きまして、誠にありがとうございます。皆様方には、日頃、職員への処遇改善並びに職務の効率化方策立案等のため御尽力頂いており感謝に耐えないところであります。ここに厚くお礼申し上げます。

さて、皆様御承知のとおり、戦後書記官制度は、四〇年前半までの間に組織、権限、養成といった面での整備期を通過し、五〇年中期にかけての定着

期を経て、現在、経験豊かな書記官の大量退職に伴う新旧書記官の交替期を迎えるに到り、各種の問題が生じております。書協におきましても、その重点目標が、会員の形式的資質の向上から実質的事務処理能力の向上へと深化しております。また、書記官を取り巻く状況におきましても、O・A機器の導入、事前準備の充実、或いは簡裁の適正配置、書記官の補充、養成、俸給表の改正といった制度ないし方策の見直しが進んでおります。書記官の新旧交替期と重なって生じておりますこれらの問題は、いずれも書記官にとって関心の深い問題であることは申すまでもありません。

部交流会におきましても、これらの問題に関連する意見ないし要望が多い状況にあります。従いまして本日は、これらの問題を中心にして、突っ込んだ意見交換ができますよう、皆様方の忌憚のない御発言を期待しまして、私の挨拶とさせて頂きます。

平本総務部長 早速ではございますが、これより座談会に入らせて頂きたいと思っております。

これからの司会は、牛丸企画調査部長がつとめますので宜しくお願いしたいと思います。

一 昭和六一年度の新給与表による級別定数等について

書協が、毎年実施しております各支

1 新設等級への格付けについて

浦井給与課長 ます、新設等級の格



付けの問題ですが、御承知のように今回の給与制度の改正で、五、七、一〇という三つの新しい級が生まれ、書記官についても、それぞれの級への格付けが問題になったわけでありました。財政当局との折衝で一番難しかったのが、ひらの書記官の七級への格付けの問題で、おそらく、ここが一番書記官の関心が高かったのだらうと思えます。ただ、結論的に言えば、基本的に書記官というのは、裁判部門の基幹職であるという主張を非常に強く行いまして、その主張が財政当局に理解された結果、人事院傘下の省庁の同じ格付けの職務として取扱われていた官職に比べますと、相当有利な形の格付けが認められ、また裁判所の他の官職でも調査官、速記官とのバランスの面でも決して劣らない格付けができたと考えています。

今回の制度改正は、従前、同じ等級

に職責の違った複数の官職が混在していたのを、新しい級を作ることでより整理しようという構想であったわけですから、これを従前の四等級のところでも申しますと、本省庁或いは、管区機関のレベルでいうと課長と課長補佐、場合によっては係長までが四等級に入っていたわけで、また、地裁、家裁の本庁レベルの府県単位機関でいうと、機関の長から課長までが一緒に入っていたわけ、そのところを綺麗に整理しようというものが、新しく七級が設けられた目的です。人事院の基本的方針としては、本省、管区機関のレベルでいうと、課長補佐級の官職と係長級の官職を分けよう、それから裁判所の地裁、家裁の本庁に対応する府県単位機関でいうと、課長以上の官職とそれ以外の官職を分けよう、つまり、府県単位機関であれば課長以上の官職を七級に入れて、それ以外の者を六級以下に入れようという整理を考えていたわけです。そういうところから、人事院傘下の省庁では、本省であっても係長か、係長級の専門職については、七級格付けを一切認めないという方針を最初から打ち出しており、現実の切り替えでも、そのような官職については一切出さないという形になったわけですから、ところで、裁判所の場合、書記官

たかという、府県単位機関でいうと、課長級の官職との評価は得ていなかったわけですから、むしろ、主任書記官について従前から三等級への切上げ要求をしてきておりますが、その時の説明の仕方としては、主任書記官というのは、課長で、しかも、特に困難な仕事をしている課長なんだという説明をして、昔の三等級、今の八級への切上げを認めさせてきたわけですね。逆の言い方をすれば、ひらの書記官というのは、府県単位機関でいうならば、課長より下の格付けということになるわけですね、このようなところからして、ひらの書記官については、人事院の方針をそのままあてはめると七級格付けが一切認められないという形になる場所であったのです。このような状況にもかかわらず、当局としては、ひらの書記官について何とかして七級格付けを行いたいと考え、その実現のために財政当局との間で非常に激しい折衝を行ったわけですが、その理由は、同じ裁判部門で、調査官、速記官の場合は、主任調査官、主任速記官は皆八級以上の発令になっており、ひらの調査官、速記官については七級の格付けが出ないと、そこに一つ級が空いてしまう。そうすると主任調査官等になってからすぐに八級に昇格できない、まず、七級になって、その後昇格のために最低限

必要な在級期間を経過してからでないといふと八級に上れないということになり、従前よりも主任調査官、速記官クラスの昇格のペースが落ちてくるわけであり、それはやはり問題があるということ、それを理由に調査官、速記官については七級を取ろうと考え、それは幸い認められたわけですね。これとのバランスで、書記官についてだけひらの書記官の七級が認められないということになる、これは非常に大変な問題である。むしろ裁判部門で本場に、基幹的仕事をしているのは書記官であり、他の調査官や速記官について七級格付けが認められるのであれば、当然、書記官についても、その格付けが認められなければならないということ、これは非常に激しい折衝を行いました。そして、最終的には、ひらの書記官のうち、特別の仕事をしている書記官について七級格付けを認めようとしたわけですね。特別の仕事とは、簡単に言うと、主任書記官を補佐する立場にある書記官というグループが一つ、訟廷の係長をやっている書記官というグループが一つ、独立簡裁の書記官兼庶務課長というグループが一つ、これら三つのグループについて、七級の格付けを認めてもらうことができたのです。さらに、七級定数の数の面でも、ここところは、今申し上げましたよ

うに、そもそも人事院の本来の方針から行くところという格付けは出ないところであり、所謂「突出し要求のところ」で、しかも、普通の突出しとは異なり、他では一切出さないとところでの非常な特例的な突出しになり、人事院の方針としては、定数の出し方も、もとの四等級の定数の一割位が限度であるところを、最終的には、書記官の場合は、旧四等級の定数の三割を超える位の七級定数が取れたわけです。この三割を超える数というのは、調査官、速記官の場合とはほぼ同様の率となっており、裁判所の部内での他の官職と比べても遜色のない形で七級格付けが取れたと思っています。

もう一つは、書記官の場合は、五級という新しい級が昔の五等級と四等級の間に入りましたが、ここは従前から、旧四等級(新六級)への昇格スピードが一応できておきますので、それを遅らせない程度に必要な定数を取りたいということで折衝をやり、大体それに必要な数はとれたと思っています。

それでは、次に今後の運用をどうするかという問題ですが、司会者の方から、従前より昇格が難しくなるのではないかと、御心配が出ましたので、そういう心配はまったくないと御理解頂きたいと思えます。今年の昇格の為に定数配付作業の際にも書記官の四級か

ら七級までのところは相当思い切った定数配付基準の緩和を行い、結果的に発令状況を見て頂いても、昇格スピードがかなり速くなったなあという実感を持って頂けたのではないかと思います。こういう点からも、従前の昇格スピードは落されていないということも御理解頂けると思えます。

2 昇格等の今後の運用に関する基本方針について

新しい等級の運用の基本方針を簡単に申し上げますと、まず、一〇級という級がありますが、このところでは、大規模な地裁と家裁、中規模であれば、地裁の各首席書記官につきましては、昇格の時期は、そのポストの評価とかその人の在任期間、在級年数、年齢などを考えながら決定されますので、それぞれ変わらざるをえないと思えますが、このようなポストに就いた首席書記官については、一〇級の昇格を考慮しております。

七級のところでは、まず、主任書記官の七級をどの位のスピードで上げていくかという問題ですが、これも主任書記官に昇任する時の属人的な要素で差が出てきますが、仮に、すでに書記官で六級になつている人が、主任に昇任したと想定しますと、昇任後、そんなに期間のたたないうちに七級になつ

てもらえるという運用ができると思えます。それから七級のところで申しましたひらの書記官ですが、ここは、七級の定数が認められた趣旨は先程申しましたとおりですので、その趣旨にそった運用が必要となつてくるわけです。そのため、場合によっては、書記官の配置換えというのが必要となつてくるわけで、例えば、主任を補佐する立場のポストについてもらわないと七級に上げられないという事で、そういう意味での異動の必要が出てくるのですが、これまでの発令を見ますとそれ程無理をしないで、大体落ちつきのない発令ができていたのではないかと思っております。

それから、五級、ひら書記官のところですが、現在大量退職期をひかえ、若手の書記官を大量に養成しているわけですから、将来、何年か先には五級昇格の候補者となる書記官の数が大盤に増えていくという状況にあるわけです。そういう意味では、将来五級の定数はかなり苦しくなるのではないかと、いう予測をしております。ただ、実は今年度の定数の折衝で、この五級定数の回収もかなり強くいわれたのですが、何とかこの定数回収を防ぐこともできました。こういうふうな事情もあり、今年には五級のところに比べても、昨年の切替えの時に比べてますと相当基

準を緩和して、定数をおくばりするところができました。これからは、今回の基準を維持できるように努力をして行きたいと思っております。

ただいま主任書記官についての定数の運用をもつと緩和できないかというご質問をうけましたので申し上げますと、書記職のところでは、主任の定数の八級への切上げを何とかやって行きたいと考え、このところを毎年一番の最重要項目として努力しているわけです。

なお、今回の切替えて、任用資格別の在級年数の差、例えば五級のあたりでかなり鮮明に出てたかなあという感じがするのですが、上級乙でもトップクラスの人はかなり早く上がって行くが、上級乙の資格で採用されても、それ以後の競争で、中級等の人と比べて劣っている面があるというよう人は同じように遅らせていく、逆にいえば、中級で採用されても書記官資格を早くとり、現実の勤務実績から見ても、むしろ上級乙に匹敵するような成果をあげておられる方については、むしろ上級並の昇格をして行くのだという運用にもって行きたいと思っております。ですから、単純に資格があるから誰でも早い、資格がないから誰でも遅いということにはしないつもりです。多少切替えの時点で、その辺をかなり機械的に

おやりになつた庁もあるようですが、今年度の昇格の運用を見て頂ければ、例えば、中級の方でもかなり早い昇格から上つてゐる方が出てくることが見えると思ひますし、これからも、そういうところは十分気をつけて行きたいと思つてゐます。

また、若い者を主任に抜擢した場合、主任にしたのだから七級にするというは問題については、これは、基本的な障壁といひますが、東京管内、大阪あるいはそれ以外でかなり違つてゐるが、主任の任用の年齢が随分違つてゐます。ですから、非常に若い主任を出してゐる管内ですと、五級位から主任になるところがあり、そういう場合ですと、五級から七級に直接上げられますので、まず昇格に必要な最低限の年齢六級をやつて頂く必要があると思ひます。ただ、これからの傾向としては、主任になれば、もうすぐ七級という位に近いような運用にはなると思ひますが、一方、その主任に昇任する年齢がどんどん下がつてきて、本当に五級の主任が増えてくるような状況になれば、そこは別の問題が出てくることになると思ひます。

3 昭和六一年度の級別定数について

次に、昭和六一年度の級別定数の情況ですが、これは、毎年申し上げておりますように非常に厳しい財政事情にございまして、定数の折衝も年を重ねる毎に難しくなつておりました。しかし、定数の改定は職員の待遇に直接関係する重要な問題ですので、我々の方としましてもできる限りの努力をしたつもりです。その結果、特に、重点を置いて切上げを考えて行く必要があると考えたものについては、かなりの成果を今年もあげられたのではないかと考へております。級別が、一級、かいつまんで申しますと、まず、一級、昔の一等級への切上げですが、ここは昨年と数の上では同じでして、切上げが三つ認められました。内訳は、高裁の首席書記官が一つ、地裁の事務局長が一つ、家裁の事務局長が一つといふことです。この結果、高裁の首席書記官、全国で定数一六のうち一四が一級に格付けされることになりました。それから、九級の切上げですが、昨年と同数で、五つの切上げが認められ、内訳は、高裁の課長が一つ、地裁の事務局長が二つ、地裁の次席書記官が一つ、家裁の事務局長が一つといふ数字になつてゐます。それから、八級への切上げですが、これは昨年より数は若干減りましたが、六九の切上げが認められました。地裁の主任書記官

について申しますと二六の切上げが認められました。したがつて、地裁の主任書記官の定数構成から見ますと、書記官の総数の七五パーセントが八級の定数になつたという状況です。

官職の増設の關係ですが、書記職の關係で増設が認められた官職はありませんが、ただ地裁の支部の庶務課長のポストを書記官兼庶務課長という形から専任の事務官の庶務課長を置くという、庶務課長ポストの専任化が七つ認められました。逆にいうと、それだけ主任書記官ポストが増えたということになるわけです。

来年度の見通しですが、六二年年度の定数改定要求については、現在検討作業を始めたばかりの状態です。今の時点では申し上げることはございません。定数回収の問題ですが、これも大盤

退職が非常に進行してしまつたので、去年と同様、各職種の各等級について、定数の回収が大きな問題になつたわけですが、ただ最終的には色々頑張りました。書記官の六級のところからだけ回収を出すというのことも、数の上からだけいふと、去年よりは二九少ない回収数四七に抑えることができたわけです。おそらく、来年度以降も定数の回収というのは、書記職だけでなく、各職種にまたがり、また六級だけでなく

いろいろな級にわたつて、定数折衝の中心的な問題になつてくるだろうと思ひますが、できるだけ回収数は、少なく抑えるとともに、回収の職種や級が現在より広がることのないように不中断の努力をして行きたいと思ひます。

4 特別昇給制度の改定とその運用について

特別昇給制度の改定とその運用についてですが、御承知のとおり本年二月一日に人事院規則が改正になり、従来からの成績特昇枠の一五パーセントが、成績による分の一〇パーセントと、一定の事由にあたる場合で公務に対する貢献が顕著なものに対する分の五パーセントの二つの枠に分けられたのです。今回の制度改正が規則の改正という形で行われたわけですから、裁判所の場合もこの規則を準用してゐますので、同じような運用をやらざるを得ないということになります。ただ、現実の運用の在り方としては、従前から忙しい仕事をした、繁忙な業務をこなしてきた人については他の人より早く上げよう、あるいは遠隔地に官側の都合により異動して頂いた人については早く特昇させようとかいうことで、本来の特昇制度の趣旨に添つた運用をやつてこられた庁では、特に今回の制度改正で、その運用が大きく変わると

いうことはないだろうと考えています。

ただ仮に、これまで、前回特昇からの経過年数だけで機械的に持ち回りのような形で特昇の運用をやってこられた庁があるとしても、そういう特昇制度の本来の趣旨に反した運用は、今後は改めて頂くことになるのではないかなと思っております。

なお、公務員制による特別昇給は一部の者だけに片よることはないか、との質問ですが、特別昇給五パーセントの運用の関係ですが、運用がどうなるかは、今のところ分かりにくいところがあるのです。異動のローテーションを考へまして、大体一異動のローテーションが三年なり五年だということ、例えば、執行部とか非常に忙しいところ、一ローテーション忙しい思いをした場合、それについて一回公務員特昇をしてもらうという、そのようなイメージです。ですから、いつまでもずっとおられて何年もいるから、三年毎にやるというわけにはいかないと思います。また、やはり、忙しい部署を特定の人だけにやってもらうのは、おかしいと思うのです。何年か忙しい部署をやってもらって、次は少し余裕のあるところに替ってもらう、そうして、替ってもらう時に御苦労さんということで貢献特昇を一回と

いう形が、今回の規則の思い描いている構想だと思います。

二 書記官制度の展望について

牛丸企画調査部長 どうもありがとうございます。次は、次のテーマに移らせていただきます。

まず、1の基本方針でございますが、昨年二月に最高裁で開催された「民事事件担当裁判官協議会」でも協議されたと聞いております書記官によるいわゆる訴訟進行管理事務についての当局のお考えないしは今後の方針がございましたらお話し願いたいと思えます。

次に2の大量退職、事件増に対する方策についてでございますが、本年度は、昨年比べて書記官の退職者が更に増加するようですが、昨年お話ししていたいた以降の任用者数と退職者数の推移ないし予測をお聞かせ願います。

また大量退職に伴う補充として、CPの理論試験免除の方策が打出され実施されているわけでございますが、これにより採用された書記官は全体としてみた場合、やはり問題を抱えていることと否定できないところでありまして、実務の参考に供する手引き書

作成はさておいても、基礎研修以外に特別研修が何かの対策をお考えかどうか、あるいは、理論試験免除書記官の候補者も少なくなっているのではないかとお考えなすので、その任用数を一定にし、あとは再任用者を活用することは考えられないか、というようなこともお話しいただきたいと思えます。

次に3の書記官事務の合理化についてでございますが、書記官事務の合理化を考へる中で一番大きな位置付けを持っている書記官調書の逐語化傾向について、昨年の座談会で大分厳しい御指摘を受けたわけでございますが、我々書記官といたしましても個々のには過不足のない要領調書の作成に努力しているわけでございます。しかし、全体としては、当事者からの逐語要請もさることながら尋問の長時間化、証人の早口証言などで録音機への依存傾向が益々拡大しているのが現実であります。この調書の録音機依存による逐語化傾向は、書記官の評価の低下につながりかねない問題でもありますので、我々全国書協といたしまして、書記官制度研究会などで研究を急いでいるわけでございます。しかし、この問題は裁判官の訴訟指揮、訴訟当事者の理解と協力なしには真の解決にならないと思えますので、その点を含めた

当局の要領調書作成の推進策についての方針をお聞かせ願いたい次第でございます。

それから、書記官事務の合理化方策の一つである録音体の引用の問題について、これを取り入れる方向で検討されているようですが、その後の状況についてお伺い致します。

それから4のワープロの導入計画と実験結果及びパソコン・ポケコン等O・A機器の利用状況とその導入計画についてですが、書記官事務の合理化を考へる時にどうしても欠かせないのがパソコンやポケコン等のO・A機器の導入です。ワープロによる供述調書の作成事務について、昭和五九年四月以降東京、大阪、横浜、千葉の各地裁において実験した結果はどのようなものであったか、差し支えない範囲での御説明をお願いしたいと思います。そして、更に実験庁を拡大し、供述調書以外の書記官事務全般に亘りますが、実験を継続するやに聞いておりますが、一方では実験の段階ではなく実施の段階ではないかとその声も聞いておりますので、その内容や利用計画並びに方針についても併せてお聞かせ下さい。

1 基本方針について

2 大量退職、事件増に対する方策について（総務局関係）

3 書記官事務の合理化について

秋山第二、三課長 それでは、順次



御説明致します。まず、基本方針という点ですが、その前提として裁判所を取り巻く状況、特に事件動向を簡単に御説明します。最近五年間の統計上の数字でみますと、地裁の民事事件、執行事件、簡裁の民事事件が非常に増加していますが、他方、昭和五九年まで増加してました破産事件、簡裁の調停事件、督促事件は昭和六〇年になって減の傾向を示し始め、特に破産事件は昭和五八年度並の、また、簡裁調停事件は昭和五七年度並の事件数となつています。また、地裁の刑事事件、家裁の家事、少年事件とも横這いの状況、ないしむしろ増減状況となっております。なお、昭和六一年一月から三月までの事件数を前年同月までの累計と比較して見てみますと、地裁の民事事件、執行事件を除きましてはいずれとも、事件の減傾向といつても、数年

前に比べるといわゆる高値安定ということなので、都市部を中心とした民事部においては当分の間相当程度忙しい状況が続くだろうという認識は持つております。ただ、こういった事件の増減傾向に加えて、御承知かと思いますが、第一〇五開会で道交法の一部改正があり、来年の四月一日から実施された場合には、交通路事、交通保護事件が大幅に減少することが見込まれています。すなわち、今まで二五キロ以上のスピード違反者、あるいは一年以内に行政処分を受けた反復違反者については、非反則金事件として裁判所で処理していたものが、こういった事件等も含めて反則金で処理するとの適用範囲を拡大する内容に改正されたため、これにより簡裁の交通路事事件あるいは家裁の交通保護事件が、従来の事件数の二分の一位に減つてしまうのではないかと見込まれております。こういった事件動向や道交法改正による影響を併せ考えると、この面では多少事務量の緩和傾向が出てくるのではないかと考えています。それから、もう一つの考慮要素として、御承知のように、大量退職期を迎える事務経験の乏しい書記官の増加による事務への影響であります。この点では、最近執行事件の処理あるいは押収物の処理等に関し全国的に、過誤の事例が頻発している

ことから、これが、大量退職と何らかの関係があるのか、現在検討中であります。そういった点も十分に配慮していかなければいけないと思つて居るわけです。こういった裁判所を取り巻く状況というものは、今後しばらくの間続くであろうと思つています。そうなりますと、私共が今まで行ってきた事件増、事務負担の増加に対する合理化方策、あるいは大量退職期を迎える適正化方策、過誤防止方策は、やはり依然として続け行く必要があるわけでありまして、そう言つた意味で、従来の基本的視点、基本方針は何ら変らないわけがございます。なお、書記官事務のあり方に関連しまして、書記官による進行政管理事務についての質問がありましたので、簡単に触れておきます。これは古くて新しい問題であり、昨年の民事局主催の裁判官協議会でも議論されたという点も十分承知しております。私共としても、後に述べる将来における書記官事務のO・A化をもにらみながら、書記官事務のあり方の問題の一環として、検討は続けていくわけですが、今の段階で結論めいたものを申し上げるまでには至っておりません。ただ、検討に当たつての基本的な視点としては、適正、迅速な裁判の実現、効率的な訴訟運営の促進のために書記官等が事前準備に関与するこ

との当否及び範囲という視点が一方にあると同時に、事務負担及び大量退職という状況をも踏まえた現実路線というのも他方で考えていかなければいけないという点では申し上げられようかと思つています。

次に、書記官事務の合理化、効率化の推進という点でございますが、私共は、これまでも還付手数料制度を廃止して、幾分がでも制度面での効率化を図るとか、O・A機器あるいは、各種の能率器具を配付して事務の合理化を図るなどの方策を促進する一方で、書記官事務のマニュアル等の資料の刊行による事務の適正化方策も進めているわけですが、今後とも、従前の方策の充実を図るとともに、各種の書記官事務の中で、長年月積行的に行つてきた事務を見直し、可能なものから順次、合理化、効率化を図っていきたいと考えております。

こういった方策の中で、調書作成事務が、書記官事務全体に占める割合が非常に高いことにかがみと、その合理化、効率化が重要な意味を持つてくるということは、御指摘のとおりであるかと思つています。この調書作成の効率化の方向として、一つには調書作成自体の省略あるいは調書の作成に代わる手段の採用ということが考えられるかと思つています。省略という方

向では御承知のように、簡裁民訴手續に関する特則の活用ということが考えられますが、これにつきましては、記録を利用する裁判官あるいは控訴審の協力も得なければいけないわけですが、先の民事局の会合でも同様の観点から問題が取り上げられたようですが、私共としては、こうした機会を捉え、御理解を得ていくための努力をしておく必要があると考えているわけです。それから、調書作成の代替手段としての録音体引用については昨年も問題点等も詳しく申し上げましたが、これをできる範囲で採り入れて行こうという積極的姿勢は依然として変わらないわけです。しかし、検討すべき点もいくつかありますこと、それを打ち出すタイミングもみななければいけないということで、具体的採用に踏み切るにはもう少しばかり時間がかかるのではないかと考えております。

また、調書作成の効率化のもう一つの方向として、作成事務の省力化ということが考えられます。弁論調書等の手続調書については、全国的にチェック式調書の普及が相当程度浸透したようであり、供述調書の要領・要約化については、依然として問題があるところがあります。私共としては、従前から調書作成目的からして、余分

な事を書くことは無用であるに留まらず、弊害すらあると考えており、その意味では、無用な逐語的調書は、事務の効率化の阻害のみならず、適正化の支障ともなっていると言えようかと思えます。しかしながら、各人が問題意識を持ちながらなかなか改善されない、むしろ調書逐語化傾向が強まって行くといった事実が端的に示しますように、これに対する特効薬はないわけでございます。調書のあり方の問題は、裁判の運営、審理の内容、それからその審理の内容をどの範囲で記録化するかという、いわば訴訟制度のあり方にかかわる問題だけに、私共としては、一方で書記官サイドの創意工夫に期待するとともに、抜本的には、調書作成の省略化を申し上げたのと同様に、裁判官にこの点についての問題意識を持っていただき、証人調べにおける尋問事項の整理、訴訟指揮のあり方の問題として、真剣に御議論をいただく必要があるものと考えております。関係局とも協議しながら、地道ではありますがいよいよいつか手を着けないと、なかなか解決できる問題ではないと考えている次第です。

それから、調書に関連しまして、録音反訳、いわゆる三五部方式の問題について、触れさせていただきます。最近の東京地裁から御報告によります

と、その利用率は二〇パーセントを割っているようで、大分御努力いただいた結果だと思っております。特定の庁でこういった三五部方式を採用する必要がどこにあるのか、納得いく説明がない以上、これから生ずる具体的問題、例えば当事者の費用負担の問題、守秘義務の問題ということも、合理的な説明がつかないでしょうし、そうであれば、私共としては、やはりこれは最終的には終息に向うべきものではないかと考えざるを得ないわけでございます。事務の合理化策はもっと別の方向から考えて行くべきものと思っております。

4 ワープロの導入計画と実験結果及びパソコン・ポケコン等O・A機器の利用状況とその導入計画について

最近民間あるいは他省庁におけるO・A機器の導入には目を見張るものがあります。

例えば国の機関だけで言いますと、ワープロが昭和五七年には一一一台だったのが、現在は二二六二台で二九倍になっており、パソコンについても、昭和五七年に比べると六・九倍になっております。こういったO・A機器の導入状況、また裁判所を取り巻く状況からしまして、裁判事務の特殊性は

考えつづも裁判所へのO・A機器の導入の必要性は相当程度高いものといえるかと思えます。その中でも書記官事務については、特に多くの文書作成事務の効率化を図り得る場面は多々あるものと考えられます。しかし、具体的に導入ということになりますと、単に使用効率性があるということだけで計画が立てられるわけではなく、やはりどのような事務にどの程度の効用があるのか、その効用によって生じた余力をどう活用していけば良いか等について、十分検討した上ではじめて具体的な導入部門、導入規模、利用形態等が決定できることとなります。こういった観点から書記官事務に関して言いますと、現時点では特に導入効果のはつきりしているような部門「民事執行の配当計算用でパソコン六〇数台、簡裁調停のポケコン三〇〇台余」に導入を図っているわけですが、他方、通常の内容が多岐にわたるだけに、そのうちO・A化に親しむ事務としてどのようなものがあるかを見極める必要がある、手始めに調書作成事務についてのワープロの有用をみるといふ観点から行ったわけです。これは、基礎的な実験であり、初めてのこともあった上、

非常に限られた範囲で実施したため、データの客観性という点では不十分な面もあるわけですが、一応今後の一つの判断資料になるようなデータは得られたのではないかと考えています。もう少し具体的に説明しますと、先述したようにデータ間にばらつきがありますけれども、手書調書と比較してみますと、ワープロを使用し、調整書作成は平均的には手書調書の三割程度の効率をもって作成でき、人によっては二倍以上の速度で作成できるという結果が出ております。

また、破産部での裁判関係定型文書の作成実験もしてみただけですが、これは差し込み印刷という機能を利用してまして大きな効率を上げており、既にワープロが部の事務を上げせない器具となっているといった報告を受けております。もっとも、先ほどもいいましたように、書記官事務といえども多種多様なものがございますし、調書作成事務だけがございましては各庁ごと、また、書記官事務については各庁ごとに具体的な処理内容が異なる面もあるかと思えます。こういうたとえからいいますと、もう少し木目細かな客観的データを得て行く必要があるわけです。そこで、第二段階目として、各高裁管内の一〇庁一九か部（民事部一四か部、刑事部五か部）において約二年

間の用途で新たな実験を行うこととしたわけですが、この実験においては、調書の作成事務のほか、その他の書記官事務にもワープロを活用できないものか、例えば、各種帳簿の作成、定型文書、連絡文書等へのワープロの有用性もみていく予定としております。その他破産部におきましても、第一次実験に引続き、事件進行管理事務を含めた各種事務へのワープロの活用性をみるための実験も並行して行っていく予定であります。

最後に、では今後いつどういう段階で裁判事務特に書記官事務に導入して行くのかということですが、今述べた実験結果を踏まえた上、O・A事務に親しむ事務という観点からの現在の事務の見直し、O・A機器の利用者のための研修、あるいは作業基準の問題等々を総合的に検討し、具体的青写真を練り上げて行くということになります。ただ、先程申しました社会一般の状況ということから考えますと、そう遠い将来ではないと考えているわけです。どうか書記官各位におかれましては是非O・Aに対する知識、認識をお持ちいただきまして積極的にこれに取り組んでいただきたいと思うわけでございまして。

2 大量退職、事件増に対する方策について（人事局関係）

金藤任用課長 大量退職、事件増に



対する方策のうち、人事局関係の事項を申し上げます。

まず、書記官有資格者の退職者の推移あるいは予測ですが、有資格事務官を含めた書記官の昭和六〇年度つまり昨年四月一日から本年四月一日までの間の退職者数は、定年、勸奨、自己都合及び死亡を含めまして合計五一四人でした。昭和六一年度即ち今年の四月二日から来年三月三十一日までの退職者数となりますと、不確定の要素が相当あります。昨年この座談会の際には、昭和六〇年度の推定数を四五〇人前後だろうと申し上げたのですが、結果的には今申し上げたように五一四人になりました。五〇人位ずれたわけです。本年四月二日現在で明らかになっている定年退職予定者数及び勸奨退職の承諾者数は四七〇人前後です。これに加え、今後、簡裁判事あるいは執行官へ転進

して行く為に退職される方、自己都合による退職者等が、来年三月三十一日までどの程度出てくるかは推定でしか申し上げられないわけですが、特に定年制施行によって職員数の退職動向も多少変化していることが予想されますので、この制度が始まりましたから二年間の実績を基礎にして推定することになりますけれども、何分極めて短い期間の実績ですので確度は十分高いとは言えないと思います。そういう不確定的要素があることを前提にして、昨年のこの座談会でも昭和六一年度の退職見込数を大づかみの数で六〇〇人前後と申し上げましたが、仮に六〇〇人辞めるというのになりまますと、今分かってるのが四七〇人前後というところで、あと二三〇人位新しく辞める人が出てくることとなります。六〇〇人前後の退職者ということになると、本年度に比べて一〇〇人近く退職者が増えるということになります。つまりしたことはまだ申し上げかねます。最終的な見込みを立てるには、来年度の補充計画の立案を待つ秋頃になるかと思えます。更にその後の昭和六二年以降の退職者の推移予測ということになると、ますます不確定的要素が増えるわけですが、昨年申し上げましたように、昭和六五年度まで

は毎年六〇〇人前後の数を見込んでおり、それを過ぎますと、大盤退職は山を越えて、次第に退職者が、減って行くということになるのではないかと見ておきます。

次に書記官の任用数等ですが、来年春の書記官研修所の養成部の修了予定数は、二部二年生と一部生とを合わせて二一五人です。再任用については、再任用の割り当て作業がこれからです。過去の二年間の実績からしますと、来年三月三十一日の定年退職者数を二〇〇〇人位と見込んでいますので、その三五パーセントである七〇〇人前後が再任用を希望して行くのではないかと思えます。仮にその内九割が選考に合格するとしますと、六〇〇人前後の再任用者が出るということになるわけです。

先程申しましたように今年度中の書記官有資格者の退職者数が六〇〇人前後だとしますと、これから、書記官修了予定数と再任用見込数の合計二七〇乃至二八〇人前後を除きますと三二〇乃至三三〇人位になります。この分を任用試験で補うということになるわけですが、任用試験合格者数三二〇乃至三三〇人という数は、昨年度が二五五人でしたので七〇乃至八〇人増えることになりましたけれども、理論試験受験組に関する限りは、最近は正規試験から

採用された受験者が多くなって質も高くなっておりますので、必要な合格者数を確保することについては特に問題はないのではないかと思っています。ただ任用試験の合格者が増えますと、現在やっております基礎研修を従来通りやっておりますかということが問題になってきます。この問題については、

来年度だけでなくここ数年間は同様な状況が続くわけですが、この点御質問にもありますけれども理論試験免除組の研修をどうするかという問題ともからんでおりますので、この点を含めて目下対応策を検討してこの点を踏みます。そこでお母の理論試験免除制度の今後の運用方針について申し上げますが、これまで理論試験免除によって任用された書記官は、最初の昭和五九年が五〇〇人台、六〇〇年が八〇〇人台、本年が九〇〇人台と逐次増加してきております。理論試験免除者は、理論試験によって法的な知識とか能力とかの実証を経てきた者でないわけで、その資質の確保ということについては十分に配慮していかねばならないと思っております。この点は、人事局としても、制度発足当初から強い関心を持って

いるわけですからけれども、理論試験免除書記官の中には他の書記官よりも良くやっていると云われている人もあ

り、その人の資質とやる気により千差万別で、一概には言えないというのが大方の意見だろうと思えます。一般的に言えば、確かに理論面は弱いのでは

ないかと思えます。配属部署、担当事務についてはその人の経験とか本来持っている資質とかで十分補っていきけるという場合も多いわけですが、資質を御心配されるのは当然かとは思いますが、配属部署なり、担当事務を各庁で考

えたいだいでいるせいか、非常に困っていますという話は、現在のところございません。この制度は、補充対策の一つの柱であるということのほか、同時に、事務官を書記官に転官させたその後任補充によって事務局委員の後継者を育成するという点でも付随的効果があるわけで、こういう点も考えますと、この制度の存在意義については大方の御理解はいただいているのではないかと思っております。

が、この制度の対象となると予想される事務官層には、これまで推薦された人と同じ位の資質の者が現在、相当数残っており、今後数年間は今年と同じ位の推薦が可能だという高裁が大部分です。一部の高裁では、職員構成の違いがあるせいか、そういう対象者は少なくなってきたという管内もありませんけれども、全国的に見ますと今後

数年間は少なくともこれまでと同程度の数を書記官の補充源として予定できるのではないかとみております。ただし、同程度ということでは、どんどん増えるということではありませぬ。任用試験合格者の数は先程申しましたが増えて行くわけで、来年も七〇乃至八〇〇人位増えると思えますが、増える分は理論試験免除者組に割り振られるというのではなく、試験組の方に割り振られることになるといえるように考えております。

最後に、再任用者数の見込みですが、来年四月二日に新規に再任用できる数は、先程申し上げましたように六〇〇人前後と見込んでおりますが、再来年は昭和六五年頃までの退職者の見込みは来年とだいたい同程度と見ておりますので、仮にそうであると思しますと、過去二年間の実績に基づく推計によれば定年退職者に対する再任用率は平均三〇パーセント弱ですので、再任用者

は六〇人前後に留まるのではないかと予想しております。また、再任用者の任期は最大限三年あるわけですから、一期の更新だけで退職される人もありますので、結局結論としては、それ程大きな期待はできないのではないかと思っております。

いずれにしても、来年度辺りから大量退職のピーク期に差し掛かるわけですので、人事局としても、今後の書記官の補充対策については、関係局、書研それから下級職と緊密な協議を行いつつ、木目細かな運用を図って行くつもりでございます。

三 退職書記官の活用について

牛丸企画調査部長 ます、再任用書記官について、本年度も多くの退職書記官が再任用されたようですが、その再任用状況及び昨年度に再任用された書記官の配置状況とその動静につきまして、お話しいただきたいと思っております。

次に、調停委員につきましては、調停制度の趣旨に鑑み退職書記官を登用する数に限度があるという事情もあるのですが、最近とみにその任命が難しくなっているやに伺っておりますが、その実態につきまして御説明をお願いいたします。それから司法委員、

参与員につきましては、退職書記官を相当数登用し、簡故においては司法委員を関与させての和解を、家裁においては家事甲類審判の予備審査等に参与員を活用させようという動きがあるやに聞いておりますが、その実現の可能性について御説明いただきたいと思っております。

更に、書研の実務講師につきましても、現在、書研の実務講師は最高裁書記官、高、地、家裁の各主任がこれに当たっております。これにつきまして、現場の主任は、ベテラン書記官退職後の新任書記官の指導育成に当たっており、他にも管理事務等に追われているのが現状でありますので、補助的にも退職書記官、特に退職直後の講師経験者を活用すれば、実務研修の実も更にも上るのではないかと思われませんが、その当否について、書研の見解が昨年からの変化があったかどうか、また、できればこれに対する最高裁の意向につきましてお聞かせいただきたいと存じます。

1 再任用書記官について

住川参事官 それでは、まず、本年四月二日付けの書記官の再任用状況について申し上げます。本年新たに再任用された者の数は、結局四一名となっておりますが、これは、本年三月三十一日



に定年退職した書記官有資格者一四六名のうち、再任用を希望した四五名を、再任用希望率は三〇・八パーセントとなっており、再任用希望者数に対する再任用率は九一パーセントとなっております。これら再任用者の直前ポストについて申し上げますと、書記官二名、訟廷係長二名、書記官兼庶務課長二名、主任書記官六名、訟廷管理官三名、庶務課長兼主任書記官二名、そして、検審局長一名という内訳になっております。

それらの中の再任用後のポストは、大多数の三九名が書記官、残り二名が書記官兼庶務課長となっております。これらを級別に見てみますと、八級が一〇名、七級が一八名、そして六級が一三名という状況になっております。次に、任地でございますが、四一名全員が退職時の所属庁あるいは同一地家裁管内の支部、簡故に配置されておられます。また、それら四一名につき、任期更新を希望するかどうか調査した結果、四一名の内、一期更新だけで良

いとすることが九名、二期更新を希望するものが二八名、一年だけで良い、つまり更新を希望しないものが四名ございました。更に、これら再任用者が、現実には何処に配置されているかと申しますと、民事担当が二〇名で、その内立会が六名、その他が訟廷等の非立会部門に配置されております。次に刑事担当が八名で、その内五名が立会、その他は非立会部門に配置され、更に家事担当が九名、少年担当が四名という内訳になっております。

それから、昨年度の再任用者の動静等について申し上げますと、昨年再任用された書記官数は三七名でございます。その再任用時の配置部署を担当事務別に申し上げますと、民事担当が一七名で、その内六名が立会、その他が非立会部門、刑事担当が八名で、その内二名が立会、その他が非立会部門、家事担当が九名、少年担当が三名という内訳になっております。これら三七名の内、本年四月一日任期を更新したものが三二名ございまして、これら全員もの配置部署は、更新前と変動はないと聞いております。

2 調停委員、司法委員、参与員等について

次に、退職書記官を調停委員、参与員、司法委員に活用するという点で

ざいますが、民事局、家庭局から共通の回答をいただいておりますので、それを申し上げます。

まず、調停委員につきましては、退職書記官の中には民事・家事事件に関する実務経験が豊富であつてその専門的知識を活用して調停事件に関与させるのが適当な人材が少なくないと考えられておりまして、このような人材をできるだけ登用できるように努力したいと考えています。因みに、これまでの裁判官を除く元裁判所職員の新任調停委員の任命数を見てみますと、昭和五五、五六両年度合せて約一七〇名、同五七、五八両年度で約二〇〇名、同五九、六〇両年度で、これは職員の大量退職期という事情もあり、合計で四三〇名という状況になっております。ただ、調停委員制度は、広く社会の良識を調停に反映させるということを理念とするものでありますから、退職書記官を含む元裁判所職員の調停委員全体に占める割合が高くなりますと国民の司法参加を妨げ、職員の天下り先となつていくといった批判を招くことが予想されることから、その採用には自ら限度があるのではないかと考えています。

それから、司法委員、参事員の関係でございますが、その内、司法委員は地方裁判所、参事員は家庭裁判所がそ

れぞれ担当していますが、両制度とも調停制度と同様に、社会の良識を反映させることを理念とするものでありますから、その登用につきましては、調停委員について申し上げたとおり元裁判所職員の登用には自ら限度があることも同様であります。ただ、一部の庁では、司法委員、参事員に専門的知識を有する者を登用し積極的にその活用を図つておりまして、そのような庁におきましては豊富な実務経験を有する元裁判所職員の活用範囲が拡げられて来ているという状況にございます。因みに、昭和六一年度に司法委員或いは参事員に選任された裁判官を除く元裁判所職員は、司法委員につき約三四〇名、参事員につき約四四〇名という状況にございます。

3 書研の実務研修講師について

最後に、書研の実務研修講師の關係につきまして、書研からいただいております回答によりますと、この点については昨年と同様でありまして特に変更はないということにございました。

四 裁判所の適正配置について

牛丸企画調査部長 どうもありがとうございます。次のテーマでござい

ますが、最近、裁判所の適正配置の問題が法制審議会に諮問され、また、一部新聞にも報道されている訳でございますが、その経緯及び具体的な進行状況につきまして御説明いただきたいと思ひます。

竹崎第一課長 この点につきまして



は、昨年のこの席で、昨年五月に、三者協議に裁判所から小規模簡裁の集約についてという基準で見直すかという基準案を提示したところまで御説明した訳です。当時は、その基準案の内容を一般に公表する訳にいかず非常に抽象的な話に留まった次第です。その後、この点も新聞報道等でも伝えられましたので少しその内容をお話ししたいと思います。裁判所が考えております基準は要するに事件数と隣接簡裁への所要時間という二つの要素を基本として二〇〇件・六〇分以内、これは民訴、刑訴、調停各事件の年間新受件数ですが、それから六〇件・二〇分以内、二件以下の所については日帰り可能な範囲、以上のようなグ

ループについては集約を検討する。ただし、右の基準だけで画一的に取扱うのではなく、人口、人口動態、事件数や交通実情、或いは地域開発計画といった諸々の個別事情をも考慮したうえで集約するかどうかを具体的に決定するという内容でございます。これに對しまして、弁護士会の方では、各会の意見が区々に分かれており、容易に纏まらないという状況がずっと続いております。今年の二月の時点で、事件数、所要時間を画一的に考えていくのは非常に問題であり、できるだけ人口をばしめとして、裁判所の方から提示したのとはは同様の個別の事情を重視して考えていくべきであろうという意見は、表現によつては裁判所から提示した案に反対のようにも受け取れますが基本的には裁判所の案と大差のない内容と見られるものでございます。これは日弁連の最終意見ではなかった訳ですが、ここまで意見が煮詰まれば、法制審議会の場で議論していただくということも可能であろうというところから、今年二月末の時点で、法務省にお願いして法制審議会を開いていただいた訳でございます。法制審議会では、最初総会に諮った訳ですが、総会でも見直しの必要が認められ、以後、司法制度部会の方にこの問題を移

しまして、三月から五月と月一回のペースで、これまでに三回部会が開かれております。司法制度部会は、永らく開かれておりませんので、新たに委員を選任して討議していただいている訳でございます。通常、法律制度を検討する場合には、法律家或いは学者が中心になる訳でなければ、この問題の性質に鑑み、法律家や学者以外に財界或いは言論界等の民間、更には地方公共団体六団体の代表等を含めて約三〇名の構成で、いろいろな角度から検討していただいている訳でございます。一方、これと並行して三者協議も引き続き進められております。三者協議では、今年五、六月の時点では、小規模簡裁の集約問題については、基本的なところでは了解が得られるのではなからうかという状況になっております。また、法制審議会における今日までの進行状況も比較的順調に進行しております。どの時期に法制審の答申が出るかということが一つの問題ではありますけれども、私共としては答申を、夏季后、遅くとも秋には答申をいただきたと考えている訳でございます。法務大臣に対する答申がありまして、その内容にもよりますが、そこで示される基準に従い具体庁を選定していくという作業になる訳でございます。それについては、地方では地元

の自治体、弁護士会、警察或いは司法書士会等に意見を伺い、また、これと並行して、中央でも現在、警察庁、司法書士協会連合会、調停協会等にも御説明し、また種々御意見を伺っているという状況でございます。これから先のことにつきましては、いろいろな政治的な情勢との絡みになりますけれども、その作業を早急に詰めて一番早い段階で法案として出していきたいと考えている訳でございます。

この問題につきましては種々の観点からこれに反対する意見がございます。その中には過疎地切捨てであるとか、或いは裁判所機構の縮小を図っていくものである等の意見もある訳でございますけれども、私共としては、一つの地域について見れば種々の面でプラスマイナスがございます。ところが、トータルとして簡裁の機能を充実させるという事でこの作業を進めている訳でございますので、この点について、十分な御理解をいただきたいと思います。

五 総務局三課の今後の作業計画について

牛丸企画調査部長 ありがとうございました。では、次のテーマに入らせ

ていただきます。先程、お話にも出てまいりました新任書記官の執務上の便に供するためのマニュアルの刊行についてでございますが、昨年「刑事書記官事務の手引」が配付され、大変重宝がられておりますが、本年度刊行予定のことでございました「民事書記官事務の手引」につきまして、その刊行作業の進行状況をお聞かせください。また、更にマニュアル的なものの刊行予定がおりなにかどうか等今後の作業計画につきまして、全般的な御説明をお願いいたします。

なお、書記官事務の査察通達が改正されるようですが、その改正の趣旨及び骨子等につきまして御説明がございましたらお願いいたします。

更に、最近、民事執行事務の効率化のため電話ファクシミリが導入されたということですが、その利用状況その他訴訟書類の契印事務の合理化、末尾用紙の印押捺事務の合理化、不動産競売事件記録、破産事件記録、不動産膨大になったものの編纂等に関する総務局の計画の進捗状況等につきましてもお差し支えなければお話ししたいと思います。

小仁所参事官 只今お話にございましたように昨年刑事書記官事務の手引が刊行され、それに引き続くものとして、現在「民事書記官事務の手引



（訴訟手続）につきまして作業中でございます。その進行状況ですが、現在、三校中です。したがって、そう遠からず発刊できることと思われまして、これにつきまして、民事訴訟手続の書記官事務に初めて携わるものを対象とした点、昨年刊行の刑事書記官事務の手引と同様で、簡易裁判所及び地方裁判所における単独事件の訟廷事務並びに法廷立会事務の主要なものにつきまして、標準的な事務の取り扱いを知ることでできるように手続の流れに従って平易に述べたものであり、民事訴訟手続の所謂解説書ではなく、実用を目的としたものです。配布方法等も刑事書記官事務の手引と同様、初めて民事通常手続の書記官事務に携わる方々には全員に行き渡るように配布することにしておりますので、大いに利用されましております。このあとは、通常手続以外の特殊手続につきましても順次企画したいと考えている訳でございます。

次に、書記官事務等に関する査察通

差の改正については関係各方面の意見を徴し、その作業の詰めを急いでおります。この改正の趣旨としましてところは、査察本来の目的が書記官事務の実情を把握し、事務の改善、統一と適正迅速な事務の運用を図ることにあるところ、従来の運用を觀てみますと、これとは乖離したようなものが見受けられるようになったこと、書記官事務に関する過誤が多発していること等に鑑み、査察が過誤の防止にも役立つようにすること、それに現下の状況を踏まえ、査察の機能を十分發揮できるようにする必要があらることによります。改正の骨子は、書記官事務について申しますと、査察事務担当者等の範圍、査察方法、事後措置、結果の活用などを具体的に示し、査察の十全の活用を図ろうとするものであります。

次に、フアクシミリにつきましては、民事局関係で本年の四月下旬に、試みに東京、大阪の各地裁執行部に各一台を配付したばかりのことであり、まだ関係局からも具体的な使用状況についてこの場でお話するほどのものは聞いておりませんが、照会、回答等に利用しているようでございます。また、契印事務、庁印捺捺事務の合理化、省力化策としてパーフォレーターの採用、庁印の印刷化等については、かねがね検討中でございますが、契印、庁

印の押捺を定めた法規の改正を要するかどうかという問題もさることながら、まだ代用措置として位置づけるまでの段階に熟し切れないでいるというのが現状で、これにつきましては、引き続き検討を重ねることになっております。

更に、不動産競売記録、破産記録についてですが、まず、破産事件記録につきましては四分方式が定められ、かなりの枚数が繰じられるビニール表紙を順次配布しております。次に、不動産競売事件記録につきましては、分類方式は未だ定められておりませんが、現実には分割方式を採っている庁も若干ございまして、パソコン等O・A機器の利用による配当計算の便宜等についても考慮しつつ、併せて、各庁の要望等を伺いながら検討していきたいと考えています。

なお、総務局三課関係では、本年の九月、一〇月に、書記官事務の実情に照らし、検討すべき事項につきましても、家庭裁判所の首席書記官会同、これはブロック会同ですが、これを行うこととしております。

六 その他

富田企画部員 民事における予約郵

券の管理事務について当局で、制度的に事務改善のための簡素化策等を考へていただきたいと思っております。

秋山第二、三課長 私共としても検討の必要性は極めて高いという認識をもっております。ただその場合の検討の方向としてはいろいろあるかと思っております。例えば、刑事におけると同様に考へてみますと申立手数料制のお話ということになる訳でございます。

民事費用法の改正も含めた本格的な解決だけに非常に大きな問題である訳でございます。これを、現金納付にするというののも一つの方法ではあります

が、一方で会計事務費が膨大化するといったマイナス面を伴います。また、現在行われております事務を前提にしますと、一方で適正化、他方で簡素化という相反する要請がある訳でして、例えば管理簿の簡素化というものを適正化を害さない限度で考へてみますと、一つの方策としてO・A化というものも考へられるところでござい

ます。もつとも、O・A化自体についても、インプット事務をどこで取扱うか、いったん訟廷でインプットしたものを部でも使えるようにするためには、かなりシステムティックなものを考へなければならぬなど種々問題のあるところでございます。私共としては、ま

ずこれらの見直しのスタンスから考へていこうとしているわけでありませ

中村満副会長 その点につきましては、切手を一切扱うことなく、手数料

の關係で費用法を改正して一括して印紙で受入れ、以後は刑事におけると同様に困庫で支出するというようなことも考へられなくはないと思われるのですが、いかがが考へてなっているのでしょうか。

秋山第二、三課長 勿論、今おっしゃられたような点も踏まえて、検討していきたいと考えております。

中村満副会長 同じような問題が、過料事件についてもある訳です。これにつきましても、事件が滞っている場合、債権発生通知を出す必要が会計法上ある訳ですけれども、敷にして東京地裁だけでも年間一万余千件にも上っており、そのすべてを債権管理手続に移行していくことは大変な事務量になります。また、更には、簡裁におきましては、送達事務の取扱量が全事務の中で約半数を占めておりまして、督促事件について見ますとこれも都内の簡裁で合計二万余千件の送達未了事件があり、それらの事件を完結させるためには、これを全部困庫立替えて処理するとなりますと膨大な費用と労力がかかる訳でございます。

要するに困の投入と歳出のバランス

がとれかつ努力を省くにはどうすればよいかお考え戴きたいと思えます。

富田企画部長 その点につきましては、民事事件におきます所謂仮既済制度についてもある訳です。停滞している事件が山積するものですから、事件を進行させるために、一方では国庫立替えで手統を進めることになる訳ですが、他方では、仮既済制度が存在する訳でして、そういったような訴訟手続の進行が停滞しておりますような事件の処理方法についても種々問題があるのではないかと思ふ訳でございます。

平本総務部長 どうもありがとうございます。本日は御多忙中にも拘らず貴重な時間を割いていただき、懇切にお話しいただきまして誠にありがとうございます。

それでは、これをもちまして、本日の座談会を終了させていただきます。

*

*